

尾張旭市監査公表第25号

令和8年3月3日付け尾張旭市監査公表第5号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月31日付け7函第71号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

教育委員会図書館

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>同課は、令和7年度図書館用図書購入の契約について、何ら理由を示して何うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>今後は、尾張旭市契約規則第32条第8号を適用するに当たり、契約保証金を免除する理由を施行伺いに明記して契約事務を適切に実施する。</p>